

令和8年度 セクシュアル・ハラスメント相談窓口担当者研修会（基礎編）
 －「安全で安心な学校づくり推進事業（府立学校）」に係る研修－
 実施要項

- 1 目的 セクシュアル・ハラスメントについての基礎知識を学ぶ。また、セクシュアル・ハラスメントが生じた際の被害者への対応と支援の在り方、加害者への対応の在り方について認識を深め、担当者として未然防止に向けて取り組むべきことを考える。
- 2 対象 府立学校のセクシュアル・ハラスメント相談窓口の担当で、同研修を初めて受講する者
 ・同研修応用編（研修番号 4029）と合わせ、**令和6年度以降に受講履歴がない**学校（課程別）の担当者は、基礎編および応用編のいずれかを必ず受講すること。
 ・原則として、基礎編の受講経験がある担当者は応用編を受講すること。

3 日時等

| 回 | 日時 | 主題等 | 講師等 |
|---|-------------------------|---|--|
| 1 | 5月28日（木） 14:00～17:00 | 相談窓口担当者としての役割について 学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止と対応（基礎編） －セクシュアル・ハラスメントの基礎と適切な対応・支援のために－ 〔講義・演習〕 | 大阪府教育センター 指導主事等 NPO法人えんぼわめんと堺 代表理事 北野 真由美 |

- 4 会場 大阪府教育センター（大阪市住吉区苅田4丁目13番23号 電話 06-6692-1882）

Osaka Metro 御堂筋線「あびこ」駅下車、東北東へ約700m
 JR 阪和線「我孫子町」駅下車、東へ約1,400m
 近鉄南大阪線「矢田」駅下車、西南西へ約1,700m

- 5 その他 (1) 受付は30分前から。
 (2) 来所時には、所属名・名前が入った名札を着用すること。
 (3) 大阪府教育センターに、自家用自動車・バイク等の駐車はできません。
 (4) (受講決定後～当日) Plant で、事前連絡や課題等がないか確認すること。

- 6 担当室 人権教育研究室

令和8年度 セクシュアル・ハラスメント相談窓口担当者研修会（基礎編）
 －「安全で安心な学校づくり推進事業（府立学校）」に係る研修－
 シラバス

1 目的

セクシュアル・ハラスメントについての基礎知識を学ぶ。また、セクシュアル・ハラスメントが生じた際の被害者への対応と支援の在り方、加害者への対応の在り方について認識を深め、担当者として未然防止に向けて取り組むべきことを考える。

2 大阪府教員等育成指標の対象項目

| OSAKA 教職 スタンダード | 共通の指標 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-------|---|---|----|---|---|-----|---|---|----|----|----|----|----|----|
| | I | | | II | | | III | | | IV | | | V | | |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 第4期 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3期 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2期 | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | ○ |
| 第1期 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第0期 | | | | | | | | | | | | | | | |

3 研修の主題とねらい等

| 回 | 主題 | ねらい | 内容 | 準備物・事前課題 |
|---|---|---|--|----------|
| 1 | 相談窓口担当者としての役割について | 児童生徒へのセクシュアル・ハラスメントの現状を踏まえ、担当者としての役割について理解する。 | 講義を通して、重大な人権侵害である児童生徒へのセクシュアル・ハラスメントについて認識を深め、相談窓口担当者としての役割について学ぶ。 | |
| | 学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止と対応（基礎編） －セクシュアル・ハラスメントの基礎と適切な対応・支援のために－ | <ul style="list-style-type: none"> セクシュアル・ハラスメントに関する基礎的な知識について理解する。 セクシュアル・ハラスメントの被害者への対応や支援、加害者への対応の在り方について認識を深める。 | <ul style="list-style-type: none"> 講義・演習を通して、セクシュアル・ハラスメントの基礎知識について学ぶ。 講義・演習を通して、セクシュアル・ハラスメントが生じた際の、被害者への対応や支援、加害者への対応等について学ぶ。 重大な人権侵害である児童生徒へのセクシュアル・ハラスメントを起こさせないための、未然防止の取組みについて学ぶ。 | |